

見積書
提出期限

令和7年6月3日

午後 5時

【案件番号：市協0705101】

事業請負見積書

令和 年 月 日

大阪市 契約担当者 城東区長 吉村 悟 様

住所又は事業所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

印

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。

なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

見積金額	百万	千	円
契約金額	百万	千	円
<input type="checkbox"/> 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円			
<input type="checkbox"/> 免税事業者			

契約金額は、見積金額に当該金額の100分の10を上積みした額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。

なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。

記

事業名称	もと聖賢老人憩の家開口部閉鎖業務（城東区役所市民協働課）					
履行期限	令和 7年 7月 4日			履行場所	別紙、仕様書のとおり	
履行方法	別紙、仕様書とおりに			その他		
明細書	名称		形状・寸法・摘要		数量	
(見積条項) 裏面のとおり						
本書のとおり契約を締結する。						
1 契約方法 随意契約		2 契約保証金 <input type="checkbox"/> 契約金額の5/100以上 (金 円) <input type="checkbox"/> 履行保証保険 <input checked="" type="checkbox"/> 免除				
用途	地域活動協議会活動支援事業用					
摘要						
決裁	局長	部長	課長	課長代理	係長	係員
	起案 令和 . .					
	決裁 令和 . .					
	城市第 号					
	支 出 科 目 年度 0 7 会計 0 1 款 0 2 総務費 項 0 3 区政推進費 目 0 3 区まちづくり推進費 節 1 4 工事請負費 細節 0 2 改修工事費					

見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第28条第1項各号の1に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

（検査の時期）

- 1 大阪市（以下「発注者」という。）は、請負人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内に検査を行う。

（契約代金の支払い時期）

- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から工事については40日、その他の給付については30日以内に契約代金を支払う。
（受注者の履行遅延の場合における損害金）
- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第56条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。

（発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金）

- 4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

（契約保証金の帰属等）

- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。

（1）大阪市契約規則第38条の規定による。

（2）大阪市契約規則第61条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

（契約に関する紛争の解決方法）

- 6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪州市会規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。

なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- （1）発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- （2）発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- （3）受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- （4）受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- （5）第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- （6）受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- （7）受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- （8）受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- （9）発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講ずることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

仕 様 書

1 案件名称

もと聖賢老人憩の家開口部閉鎖業務

2 履行場所

大阪府大阪市城東区新喜多東1丁目1-25（別紙 位置図参照）

3 案件概要

施設管理の防犯対策として施設の開口部を閉鎖する。

開口部（出入口、窓（上窓含む）、換気口）をトタン波板で閉鎖する。

換気口については、換気フードを撤去しトタン波板で閉鎖する。

面格子については、撤去しトタン波板で閉鎖する。

4 作業内容

（1）トタン波板設置

開口部にトタン波板を設置すること。

ただし、出入口のうち、別紙 図面および別紙 現場写真“開口部Ⅰ”については、ガラス部分のみにトタン波板を設置し、同開口部分から施設内への出入りが可能な形で閉鎖すること。

（2）換気フード撤去（4箇所）

（3）面格子撤去（1箇所）

作業に係る必要な経費（資材運搬、足場設置、養生、清掃、発生材処分等）は契約金額に含むものとする。

※配置及びサイズ等については別紙 面図および別紙 現場写真参照。

なお、寸法は概算であり、契約締結後、本市担当者と打合せのうえ実測を行い、その結果に基づき設置を行うこと。

5 履行期限

令和7年7月4日（金）

6 作業日・時間

作業日については契約後、発注者と調整を行うこと。

原則として、平日、午前9時～午後5時30分の作業とすること。

ただし、作業の都合により変更することがある。

7 疑義に対する協議

業務に対し疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

8 変 更

軽微な変更は、必要に応じて発注者と協議を行ない、その指示により行なわれるものとする。

9 発生材の処理

- (1) 発生材のうち、特記又は発注者の指示により引渡しを要するものは、示された場所に整理のうえ、調書を添えて発注者に引き渡すこと。
- (2) 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法令等に従い適切に処理すること。

10 質問について

- ・ 応札に当たっては、本仕様書を十分検討し、疑義のある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。
- ・ 質問受付期間経過後の疑義については受付しない。
- ・ 契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。

11 工事現場の安全衛生、災害及び公害の防止等

- (1) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行なう。
 - (2) 工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行なうなど、事故の防止に努める。
 - (3) 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処理するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。
 - イ. 第三者に災害及び損害等を及ぼしてはならない。
 - ロ. 公害の防止に努める。
 - ハ. 善良な責任者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生がある場合の処理については管理者と協議する。
- 二. 既設の建物及び工作物に汚損及び損傷のないよう十分注意する。

12 養 生

在来部分、施工済み部分、未使用材料などで汚損又は損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生を行なう。

13 跡片付け

業務完了に際しては、建築物などの内外の跡片付け及び清掃を行なう。

14 完成届け等の提出

- (1) 業務が完了した時は、発注者の指示により、下記のものを作成し1部提出する。
 - イ. 業務完了報告書（施工前・施工中・施工後の写真を添付する事）
 - ロ. その他必要と認める書類
- ※様式は問わない

15 その他

- (1) 本件に関する一切の経費は全て本契約に含めるものとする。
- (2) 受注者は発注者と密接に連絡をとり、その指示に従うこと。
- (3) その他の疑義については、その都度本市と協議のもと作業を進めること。

16 事業担当

城東区役所市民協働課（3階・35番窓口）

担当者 小澤、藤目

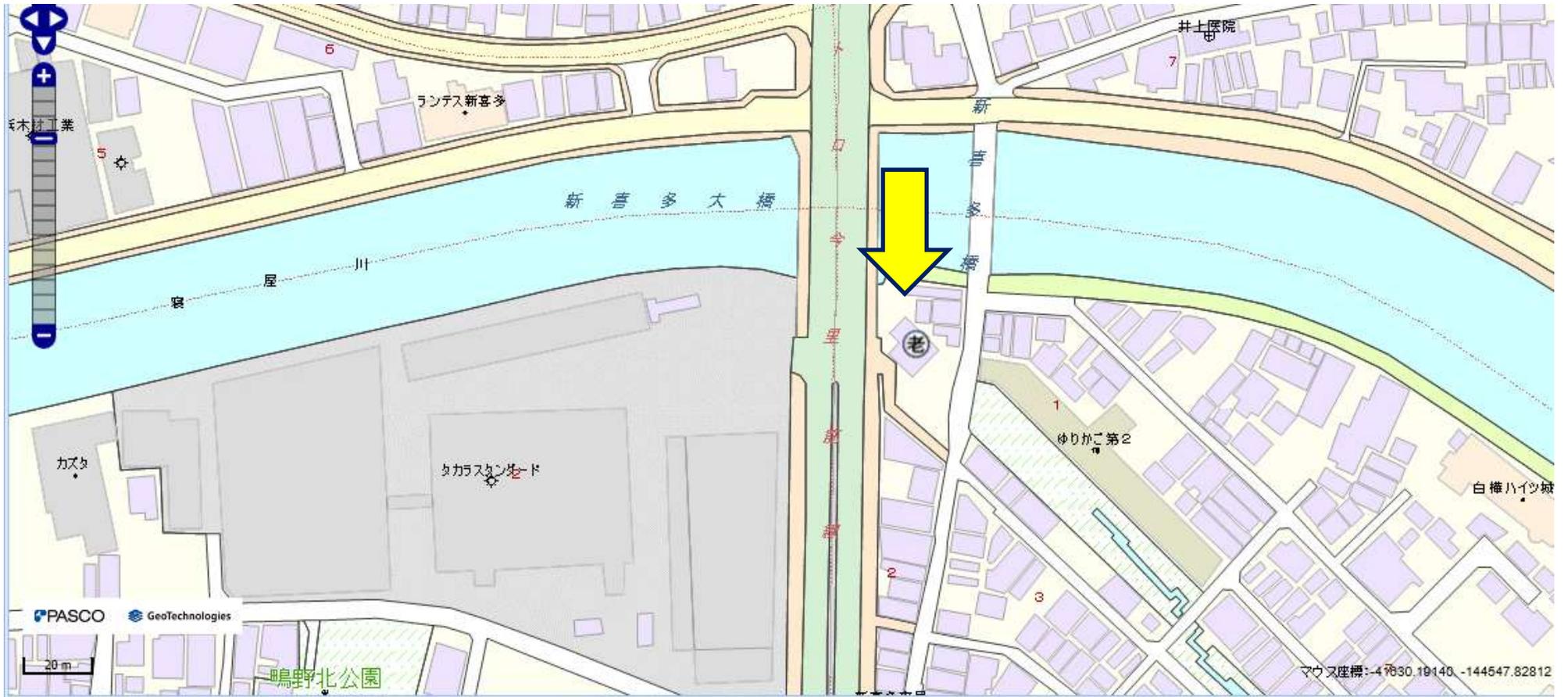
大阪市城東区中央3-5-45

電話番号：06-6930-9734

位置図



城東区新喜多東 1-1-25



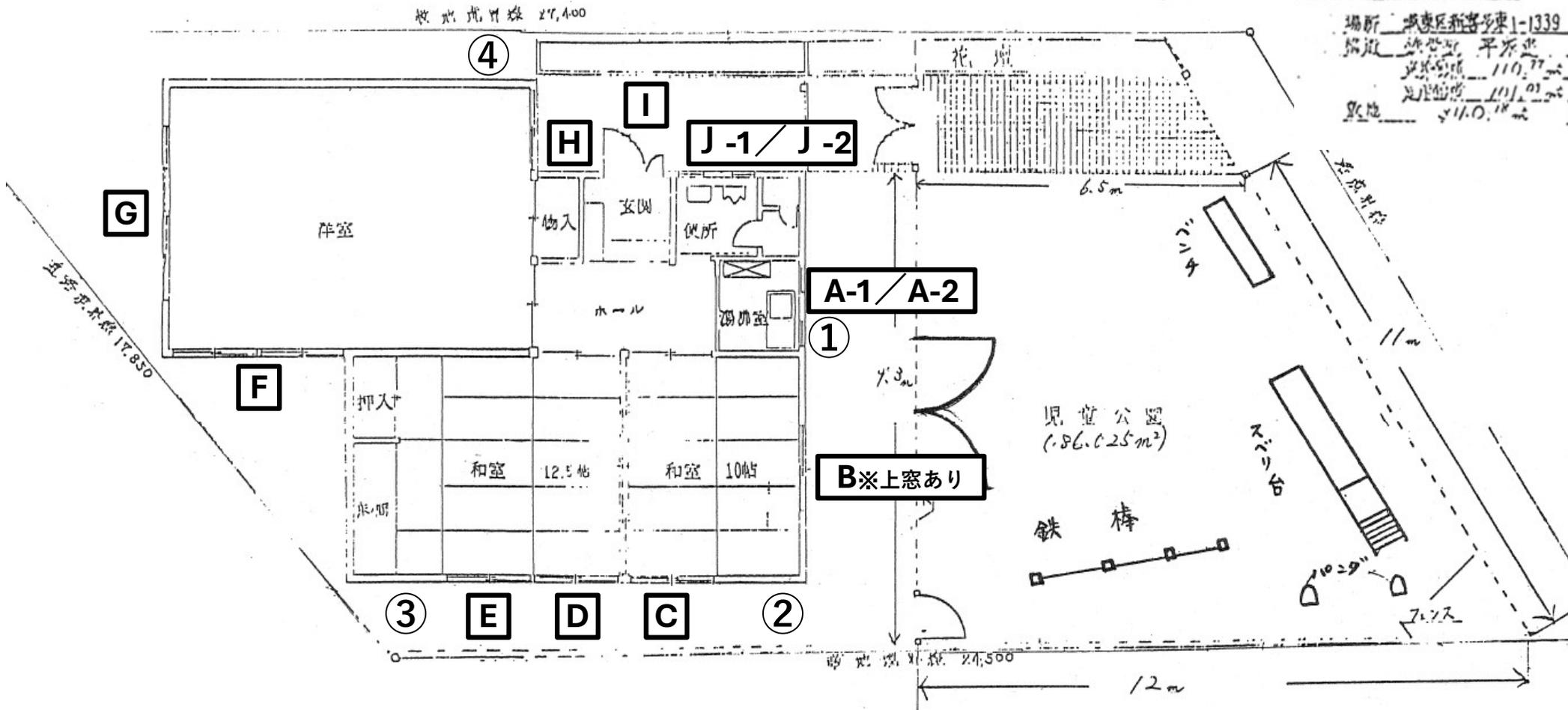
もと聖賢老人憩の家 図面

配置図 1:100



聖賢老人憩の家

場所 東京都新宿区東1-1339
 宗地 宗地番号 平所地
 宗地面積 110.77㎡
 足立面積 111.01㎡
 敷地 110.18㎡



開口部寸法

箇所	A-1	A-2	B	B※上窓あり	C	D	E	F	G	H	I	J-1	J-2
幅 (約mm)	520	520	3,000	1,670	1,670	1,670	1,670	1,670	3,600	1,670	1,220	520	520
高さ (約mm)	1,250	1,250	1,800	350	2,470	2,470	2,470	2,470	2,470	1,650	2,600	1,250	1,250

開口部 A-1/A-2



開口部 B/B 上窓



開口部 C



開口部 D



開口部 E



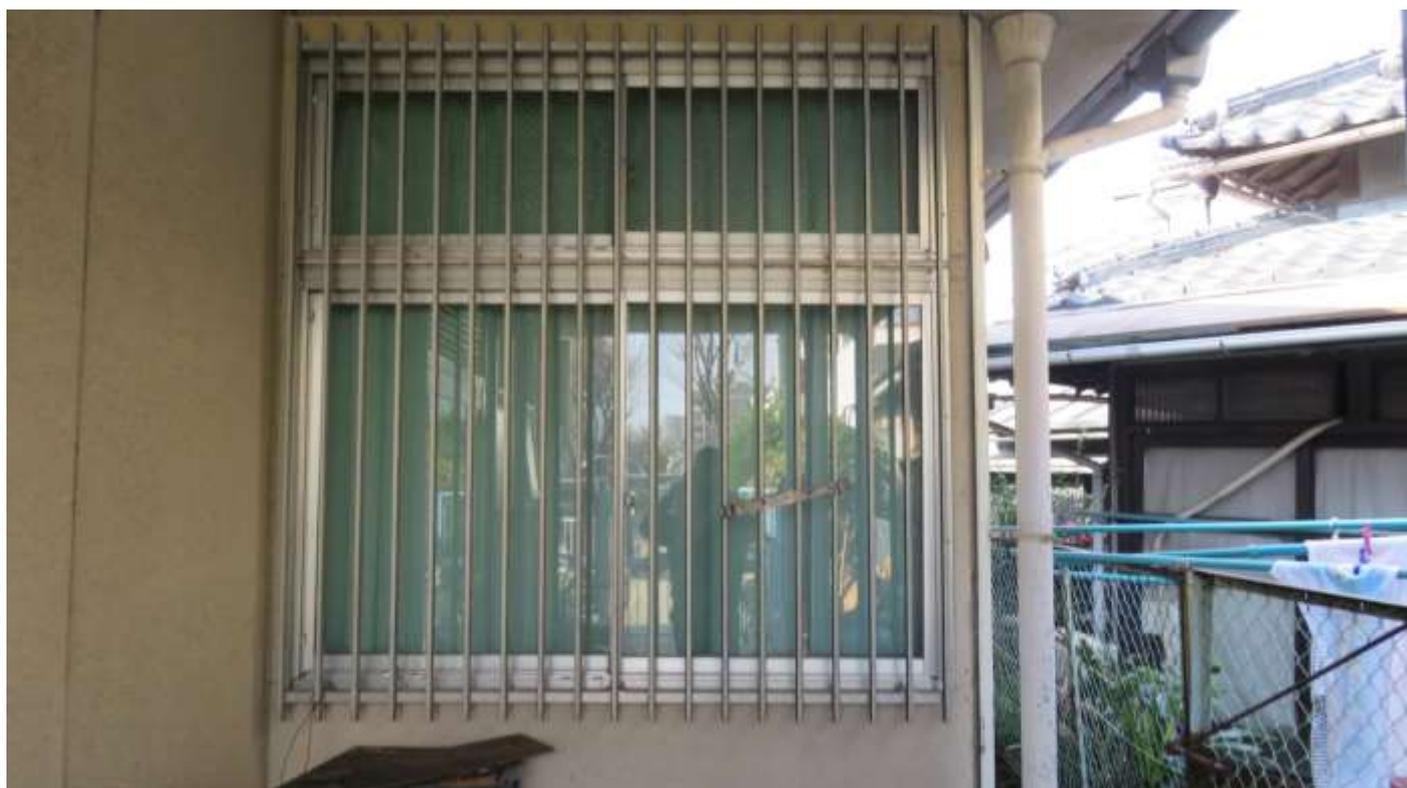
開口部 F



開口部 G



開口部 H



開口部 I



開口部 J-1/J-2



換気扇①



換気扇②



換気扇③



換気扇④



グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の城東区役所総務課（連絡先：06-6930-9101）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること